

第28回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月24日(金)午前9時36分から午前10時14分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第45号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果
報告について

第 5 議第157号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 6 議第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議第159号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 8 議第160号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 9 議第161号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(賃貸借権の設定)

第10 議第162号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 淀野 拓也、主事 玉田 絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第28回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番高橋睦子委員、議席2番鈴木秀男委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第45号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の1ページをご覧ください。報告第45号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について、川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。4月申し出件数4件、田27,264㎡。個人への調整決定件数4件、田8,346㎡。支援センターへの調整決定件数2件、田18,918㎡。支援センター保有分の売り渡し件数1件、田2,308㎡。所有権移転合計7件、田29,572㎡。

利用権の設定。4月再設定件数13件、田153,502㎡。利用権設定合計13件、田153,502㎡。利用権の移転。4月の利用権移転件数3件、田26,857㎡。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第157号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について（所有権の移転）、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

11ページをご覧ください。議第157号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

（議第157号1番、2番について説明）

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに、番号1番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、5月19日に江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に番号2番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号2番について、5月19日に伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

（質問なし）

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第158号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について（賃貸借権の設定）、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

12ページをご覧ください。議第158号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

（議第158号1番から3番について説明）

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに、番号1番及び2番の件について、議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄右エ門委員

番号1番について、5月12日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号2番について、5月12日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号3番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号3番について、5月19日に内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

（質問なし）

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第159号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

13ページをご覧ください。議第159号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第159号番号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号1番について、5月19日に内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第160号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

15ページをご覧ください。議第160号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につ

いて、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第160号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は許可後の7月20日に着工、令和2年2月28日に完了する予定です。農地区分は農業公共投資の対象エリア外の小集団の農地であり第2種農地と判断されます。内容は住宅の建設を行うものです。

所在は、川西町大字高山で、資料3ページをご覧ください。6ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、金融機関の融資相談書で確認しています。生活排水等は合併浄化槽と浸透枳の併用方式、雨水については地下浸透で、造成は、盛土等を行わず現状の高さでの事業となります。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席1番高橋睦子委員より報告願います。

1番 高橋睦子委員

番号1番について、令和元年5月16日に黒澤一利代理、私と事務局で現地調査をしてきました。申請人が申請地を譲り受け、住宅を整備するための農地転用申請です。申請地は田ですが、土地改良事業等の農業公共投資の地区外です。申請地の周囲はいずれも親の所有地であり、排水計画等を見ると周辺の農地への影響はないと判断されます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第161号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(賃貸借権の設定)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

16ページをご覧ください。議第161号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う賃貸借権の設定について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第161号1番、2番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は許可後に着工し、令和元年2年3月31日で完了する計画です。農地区分は都市計画区域用途区域内の田で第3種農地と判断されます。内容は、●●●●●●●●携帯電話基地局の増設工事のため、資材置場と作業スペースとして使用するもの、終了後に復元する一時転用です。

所在は、川西町大字上小松です。資料9ページをご覧ください。11ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、金融機関の残高証明書で確認しています。雨水については地下浸透です。造成は70cmの盛土で法面保護を計画しています。なお、本申請には、12ページの農地復元計画も添付されています。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号2番について説明します。工事計画は許可後の7月20日に着工し、12月31日で完了する計画です。農地区分は農振区域内の田で第1種農地と判断されます。内容は、●●●●●●と●●●●●●●●●●●●との契約に基づく、社会福祉事業のグループホームの建設に伴う農地転用です。19ページに仮契約書を添付しています。所有者は●●●●●●で未相続地です。そのため、貸人は相続権利者全員となっています。

所在は、川西町大字上小松です。資料15ページをご覧ください。17ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、金融機関の残高証明書で確認しています。汚水・生活雑排水は合併浄化槽処理、雨水については地下浸透です。造成は50cmの盛土で、植生による法面保護を計画しています。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より番号1番、2番の現地調査の結果について報告を求めます。議席1番高橋睦子委員より報告願います。

1番 高橋睦子委員

番号1番について、令和元年5月16日に黒澤一利代理、私と事務局で現地調査をしてきました。本申請は、申請人が携帯電話基地局増設工事のための資材置場等として使用するもの一時転用です。農地復元計画も添付されています。

白川土地改良区の意見書も出されており、隣接地は、申請人の所有する田であり、周辺の農地や農業施設への影響はないと判断されます。

番号2番について、令和元年5月16日に黒澤一利代理、私と事務局で現地調査をしてきました。本申請は、申請人が●●●●●●と●●●●●●●●●●●●との契約による、グル

ープホームを整備するための農地転用です。

白川土地改良区へは、意見書及び排水同意書の申請を提出し、協議・処理中とのことです。隣接地は、申請人の所有する田であり、十分な対策が講じられる予定であり、周辺の農地への影響はないと判断されます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第162号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号7961番は議席10番本職に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席10番本職については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

初めに整理番号7961番について審議を行うので、議席10番本職は退席となり、会議規則第6条第2項により会長代理に議長交代になります。交代の間、暫時休憩とします。

(大沼藤一会長退席)

議長 黒澤一利

それでは休憩に引き続き、会議を再開します。

整理番号7961番について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

まず、17ページをご覧ください。議第162号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。(議第156号本文及び、整理番号7961番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で

す。

議長 黒澤一利

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7961番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。大沼藤一会長の復席を求めます。

議長 黒澤一利

大沼藤一会長の復席のため、議長を交代します。交代の間、暫時休憩とします。

議長 大沼藤一

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、決定いただきました整理番号7961番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

18ページです。(議第162号、整理番号7961番を除いた、整理番号7952番から7974番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7961番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第28回川西町農業委員会総会を閉会いたします。